



袋井市健康経営チャレンジ事業所

ふくろい

#2961 健康UP通信

VOL. 3

発行:令和元年6月28日

～健康づくりに関する情報や袋井市のイベント情報等を毎月お知らせします。～

なくそう、望まない受動喫煙！

平成30年に「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、静岡県においても「静岡県受動喫煙防止条例」を制定し、それぞれ段階的に施行され、令和2年4月1日から全面施行されます。これにより、望まない受動喫煙を防止する取組は、マナーからルールに変わります。

受動喫煙とは・・・

人が他人の喫煙により、たばこから発生した煙や蒸気にさらされることをいいます。煙や蒸気には、多くの有害物質が含まれており、深刻な健康被害のリスクをもたらします。

健康に及ぼす影響として、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群(SIDS)、ぜん息などにつながることが科学的観点からも推定されており、受動喫煙を受けなければ、年間約15,000人が死亡せずに済んだとの推計もあります。

規制の対象となるたばこ

喫煙用たばこ
(紙巻、葉巻、パイプ、
刻み、加熱式)

健康増進法における3つの基本的な考え方(改正の趣旨)

健康増進法の改正は、以下のような3つの基本的な考え方を趣旨として、関係する権限を有する人々が講ずる措置を定めたものとなっています。

【1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙による健康影響と喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙をなくす」。

【2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

20歳未満の者、患者等は受動喫煙による影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外での受動喫煙対策を一層徹底する。

【3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務などの対策を講ずる。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

受動喫煙をなくすため、段階的に施行されています！

平成31年(2019年)1月24日～ 改正健康増進法一部施行

屋外、家庭など 喫煙する場合は周囲の状況に配慮することが義務となりました。

- できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するようにする。
- 公会堂の玄関等の入り口付近や人が集まる場所等では、喫煙しないようにする。など

平成31年(2019年)4月1日～ 静岡県受動喫煙防止条例施行

飲食店 入店する前に「吸える」「吸えない」がわかるようになりました。

県内では原則全ての飲食店の出入口に **禁煙** **分煙** **喫煙可** の標識(ステッカー)の掲示が義務付けられます。

— 禁煙 —



禁煙
No Smoking

— 喫煙可 —



喫煙可能店
Smoking area

— 分煙 —



喫煙可能室あり
Smoking room available



喫煙可能室
Smoking room



喫煙専用室あり
Designated smoking room available

令和元年(2019年)7月1日～ 改正健康増進法一部施行

敷地内禁煙

学校など

健康増進法では屋外喫煙場所の設置は可能ですが、県条例により完全禁煙(努力義務)です。

原則敷地内禁煙

病院、官公庁

屋内は禁煙ですが、屋外喫煙場所の設置は可能です。

完全禁煙を実施している主な市の施設(7月1日現在)

市役所、浅羽支所、メロープラザ、コミュニティセンター、中遠聖苑、学校、幼稚園、保育園（所）など

令和2年(2020年)4月～ 改正健康増進法全面施行

禁煙

バス、タクシー、航空機

原則禁煙

鉄道、船舶 ※喫煙専用室内での喫煙は可能

原則建物内禁煙

職場、ホテル・旅館(客室をのぞく)、

デパート、娯楽施設 など

※喫煙専用室内での喫煙は可能

原則建物内禁煙または分煙

飲食店(新規、大規模店)

※喫煙専用室内での喫煙は可能

禁煙 **分煙** の標識が掲示されます。

●当分の間喫煙可の選択が可能

飲食店(既存小規模店)

個人または中小企業かつ客席面積100平方メートル以下の店舗で **禁煙** **分煙** **喫煙可** の標識が掲示されます。

◆喫煙専用室など屋内で喫煙が可能な場所は、20歳未満の方は立入禁止になります。

「認知症サポーター養成講座」を開催しませんか？

認知症サポーター養成講座とは？

厚生労働省が「認知症を知り地域を作るキャンペーン」の一環として、認知症を正しく理解し認知症の人とその家族を温かく見守る応援者を要請するために実施する講座です。

受講者には、「認知症の人を支援します」という意思表示の目印となる「オレンジリング」渡され、「認知症サポーター」となります。

講師が出張し、出前で講座を開催します！

対象：地域の各種団体や企業、学校、友人同士の集まりなど（袋井市内在住または在勤の方）

時間：1時間～1時間30分

講師：キャラバン・メイト（全国キャラバン・メイト連絡協議会登録者）

内容：認知症の症状や診断・治療について、認知症予防や認知症の方と接する時のポイントなど



希望される団体・企業には
ミニ看板もお渡しします

問い合わせ：袋井市 総合健康センター 健康づくり課 健康企画室

電話：0538-84-6127 E-Mail：kenkoudukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp